

株式会社歌舞伎座 定款

制 定

昭和 24年 11月 24日

一 部 変 更

昭和25年10月30日	同 49年 10月 28日	同22年5月28日
同 26年 9月 28日	同 51年 5月 26日	同27年5月28日
同 30年 9月 30日	同 57年 5月 24日	同29年4月19日
同 31年 3月 28日	平成元年 5月 26日	同29年9月 1日
同 33年 9月 30日	同 6年 5月 27日	令和 4 年(2022)5月26日
同 35年 10月 28日	同 14年 5月 24日	
同 36年 4月 27日	同 15年 5月 23日	
同 36年 10月 28日	同 17年 5月 27日	
同 37年 4月 27日	同 18年 5月 26日	
同 39年 4月 28日	同 21年 5月 29日	

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社歌舞伎座(英文表記の場合Kabuki-Za Co., Ltd.) と称する。

(目 的)

第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 演劇、演芸、映画その他各種の興行及び食堂、売店、運動又は娯楽施設の経営
2. 不動産の賃貸、管理、売買及び駐車場の経営
3. 酒類、煙草その他食料品、嗜好品等の販売
4. 映画の製作、販売並びに賃貸
5. 芸能に関する企画及び斡旋又は印刷物の発行及び販売
6. 国際観光に関する事業の斡旋
7. 都民の文化向上に関する事業の斡旋
8. その他前各号に関連する事業に対する投資並びにこれ等の附帯事業の経営

(本店の所在地)

第3条 当会社は本店を東京都中央区に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、2,800万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得できる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 法令により定款をもってしても制限することができない権利
- (2) 株主割当による募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (3) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を売渡すことを請求(以下「買増請求」という。)することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 当会社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取扱及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年5月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時招集する。

(基準日)

第14条 当会社は毎年2月末日の最終の株主名簿等に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集者及び議長)

第15条 株主総会は取締役会の決議により代表取締役が招集し、会長又は社長が議長となる。会長、社長共に事故あるときは取締役会の定める順に従って副社長又は他の取締役これを代行する。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで书面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議 事)

第17条 株主総会はあらかじめ通知した事項以外には亘らない。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって定める。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数及び選任)

第20条 当社の取締役は9名以内とし株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については累積投票に依らない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって会長、社長、副社長各1名及び専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役の報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会)

第24条 取締役会は取締役の全員で組織し法令又は定款に定める事項のほか当会社の重要な業務の執行に関する事項を決定する。

(取締役会の招集)

第25条 取締役会を招集するには会日の5日前までに各取締役及び監査役にその通知を発しなければならない。但し緊急已むを得ないときはこの期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の招集者及び議長)

第26条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き会長又は社長が招集し議長となる。会長、社長共に事故あるときは取締役会の定める順に従って副社長又は他の取締役がこれを代行する。

(取締役会の決議方法等)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をも

って行う。

2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は法令又は定款のほか取締役会において定める取締役会規則による。

(顧問、相談役)

第29条 当社は必要に応じ取締役会の決議により顧問、相談役各若干名を委嘱することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数及び選任)

第30条 当社の監査役は5名以内とし株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(常勤監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。

(監査役の報酬等)

第33条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(監査役会)

第34条 監査役会は監査役全員をもつて組織し法令に定める権限を有するほか、その決議をもつて監査役の職務の執行に関する事項を決定する。但し監査の権限の行使を妨げることはできない。

(監査役会の招集)

第35条 監査役会は各監査役が招集する。

2. 監査役会を招集するには会日の5日前までに各監査役にその通知を発しなければならない。但し緊急已むを得ないときはこの期間を短縮することができる。

3. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第36条 監査役会の決議は法令に別段の定めある場合を除き監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規則)

第37条 監査役会に関する事項は法令又は定款のほか監査役会で定める監査役会規則による。

第6章 取締役、監査役及び会計監査人の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

第38条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)、監査役(監査役であった者を含む。)及び会計監査人の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)、監査役及び会計監査人との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第7章 計 算

(事業年度)

第39条 当社の事業年度は毎年3月1日より翌年2月末日までとする。

(剰余金の配当及び中間配当)

第40条 剰余金の配当は毎年2月末日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。

2. 取締役会の決議によって、毎年8月31日最終の株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第41条 剰余金の配当及び中間配当が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。